

**放送を巡る諸課題に関する検討会 視聴環境分科会  
視聴者プライバシー保護ワーキンググループ（第8回）  
議事要旨**

1. 日時

平成29年6月7日（水） 15時00分～16時35分

2. 場所

総務省8階 総務省第1特別会議室

3. 出席者

（1）構成員

宍戸主査、森主査代理、大谷構成員、小塚構成員、近藤構成員、長田構成員、三尾構成員

（2）オブザーバー

一般社団法人IPTVフォーラム、一般社団法人衛星放送協会、日本放送協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、一般社団法人日本民間放送連盟、一般社団法人放送サービス高度化推進協会、一般財団法人放送セキュリティセンター、個人情報保護委員会事務局、経済産業省商務情報政策局情報通信機器課

（3）アドバイザー

高橋克巳氏（NTTセキュアプラットフォーム研究所主席研究員）

（4）総務省

南情報流通行政局長、吉田官房審議官、齋藤情報流通行政局総務課長、鈴木同局放送政策課長、藤田同局地上放送課長、玉田同局衛星・地域放送課長、豊嶋同局情報通信作品振興課長、飯村同局衛星・地域放送課地域放送推進室長、三島同局放送政策課企画官

4. 議事要旨

（1）視聴履歴等の取扱いに係る検討について（視聴履歴の取扱いに係る配慮）

三島放送政策課企画官から、資料8-1「指針等の策定に当たり検討することが望ましい主な論点について」、資料8-2「視聴者プライバシー保護WG（第7回）における主な御意見」、資料8-3「視聴履歴等の取扱いに係る検討に対する御意見について（3. 匿名加工情報の取扱い）」、資料8-4「視聴履歴等の取扱いに係る検討について（2. 視聴履歴の取扱いに係る配慮 再修正版）」、資料8-5「視聴履歴等の取扱いに係る検討について（3. 匿名加工情報の取扱い 修正版）」及び資料8-6「認定個人情報保護団体の指針等において検討が望ましい論点 取りまとめ（案）」について説明。その後、議論が行われ、本日の議論及びオブザーバーの意見を踏まえた

資料8-6の修正及び公表を宍戸主査に一任することについて、了解を得た。(構成員・オブザーバーの主な発言は以下のとおり)。

**【近藤構成員】**

- ・ 匿名加工情報は、具体的には誰が第三者提供を行うのか。放送受信者等が第三者提供のオプトアウトの申出を行いたいとする場合は、どちらに相談すれば良いのか。オプトアウトを良く理解していない事業者が匿名加工情報の第三者提供を行う場合等で混乱が生じることを懸念している。

**【宍戸主査】**

- ・ 視聴履歴に関する匿名加工情報は、視聴履歴を収集する放送事業者等が取り扱うことが想定されているため、その第三者提供も放送事業者等が主体になるものと考え。放送事業者が取り扱う個人情報や匿名加工情報に関する相談・苦情等については、その放送事業者が認定個人情報保護団体、つまり放送業では放送セキュリティセンター（SARC）の対象事業者となっている場合には、SARCで対応が可能な仕組みが設けられている。SARCは放送受信者等からの苦情を受けた場合、指針を踏まえた対応を行い、必要に応じて指導等にも取り組むものと理解している。

**【大谷構成員】**

- ・ 認定個人情報保護団体の個人情報保護指針に、匿名加工情報を第三者に提供する場合のオプトアウトのルールを明記する事例は、SARC以外でどの程度導入されているのか。本ルールの重要性は承知しており、導入にも賛成だが、標準的なルールなのか、それとも視聴履歴に限り高いルールが必要なのか、相場観を知りたい。
- ・ 一方で、オプトアウト制度が存在するために、有事の場合、社会的な不安の高まりを背景に極端にオプトアウトが乱用され、視聴履歴を取り扱うビジネスモデルが阻害されてしまうようなリスクも考えられる。そのような事態が生じないように手堅い対応が必要と思う。

**【森主査代理】**

- ・ 電気通信分野でも、匿名加工情報に関する同様の議論があり、オプトアウトのルールの必要性が言及されている。放送分野でも必要な制度ではないかと考え、導入を提案した次第である。
- ・ 匿名加工情報は今回新たに設けられた制度。よく分からないがために、視聴者が過度の不安を抱く可能性がある。そのため、匿名加工情報の利用を行うときのオプトアウトのルールを設けることで、視聴者の安心感の醸成につなげることができるのではないかと考えている。スタート時点では厳しいルールかも知れないが、今後の状況を踏まえ、オプトアウトのルールは必要なくなったと判断できれば、指針等を見直して対応すれば良い。

**【宍戸主査】**

- ・ 改正個人情報保護法は先月末に施行されたばかりで、匿名加工情報の実運用については、不確定、流動的な部分が多い。このため、匿名加工情報を第三者提供する場合のオプトアウトルールの導入に係る森主査代理の提案は賢明な選択と考える。
- ・ 一般的に、視聴履歴が、匿名加工情報として流通するという認識はまだ定着していないため、事業者が視聴履歴の匿名加工情報を取り扱った場合に、予期せず、社

会的な不安が高まる可能性は否定できない。このような状況において、事業者の方は、視聴者等に対して、法律上の責務だけではなく、自主的にオプトアウトのルールも設けている旨を説明することで、視聴者の安心感を積み増すことが可能となり、新ビジネスの円滑な導入にもつなげることができるのではないかと。

- ・ 事業者・事業者団体においても、視聴履歴の利活用について、ビジネスの発展を阻害するようなことがないよう、今後も引き続き十分な検討を行い、適宜必要な対応をしていくことを期待したい。

【長田構成員】

- ・ 視聴履歴に限らず、どのような分野においても、一度行った同意を撤回できることは大切なこと。それにとどまらず、匿名加工情報についても、今回ベストプラクティスとしてオプトアウトがあることを示せたことはとても意義があるものと受け止めている。

【近藤構成員】

- ・ 視聴履歴の匿名加工情報を使ったサービスとしては、どのようなものを想定し得るのか。

【宍戸主査】

- ・ 具体的には事業者等で色々検討が進められているものと思うが、例えば、ある放送事業者の系列の放送局などでは、放送の質の向上のために視聴履歴の匿名加工情報を活用することも考えられるし、あるいは、マーケティング、防災などの公共的な目的での活用等の可能性もあるのではないかと。

【近藤構成員】

- ・ 匿名加工情報の取扱いについて、ビジネスの観点から、より自由度の高い取扱いを求める多くの事業者の意見が提出されている。本件の議論を行う上で、この点をどのように考えるべきか。

【宍戸主査】

- ・ 視聴環境分科会及び本WGでは、放送分野のサービスについては、視聴者等の利益を守りつつ、サービスの発展を増進させることを議論の基本としている。今回の検討では、個人情報保護法や放送特有の事情を踏まえたルール作りに加え、匿名加工情報の仕組み自体がかなり難しいことが検討の難度を上げており、事業者の方々からの御意見につながったものとする。
- ・ 今後、視聴履歴の利活用、匿名加工情報についての理解等が社会に広がる中で、よい良いルールへと見直しを行うのは当然のこと。本WGでの検討は、各分野の専門家である構成員の方々に加えて、事業者の方々も交えて議論を重ねており、現状において、まずは法律違反ではなく、視聴者も安心できる形で、事業者が匿名加工制度を利用できるラインはここだろうという議論の結果ということで、理解を戴きたいと考えている。

【小塚構成員】

- ・ 資料8-5の3ページ目の追加部分は、事業者のサービスにおける匿名加工情報の活用という観点から、匿名加工情報の活用の目的によって加工方法や加工する項

目が異なるため、自由度のある加工を要望する事業者の意見を踏まえて、本資料で示した加工方法は、一般的な加工の例示であって、最低限行わなければならない加工ではないということが分かるように修正したものと理解している。

【高橋氏】

- ・ 今回の取りまとめ案は、制度の理解としては適切なものであり、また、何をやりたいのかに向けて、今後順次改善していくプロセスを前提に作成されたものと認識している。
- ・ あえて触れるとすれば、長期間の履歴に関すること。履歴の収集期間が長くなるほど、個人を特定するリスクが高まることは、一般的にも知られていることだが、放送に関する視聴履歴が長期間累積した場合に、実際にどのような影響が生じるのかは、まだはっきりとしたことは分かっていない。今後、実際のデータを分析することで見えてくるものに期待したい。
- ・ また、長期間の履歴に関しては、ある時点から過去の1年間の情報を提供する場合と、既に1ヶ月分の情報を提供している者に対して追加して1ヶ月ずつ1年間の情報を提供する場合とでは、影響が異なる可能性があるが、本WGでは、より安全な方向で書かれているものと受け止めている。
- ・ 一方で、例えば今日までの過去の1年間の履歴が具体的に提示されれば、その中身をよく見ることで、具体的な危険性がどこにあるのかがはっきりすると思うので、その点を踏まえて取組を考えれば、もう少し事業者の要望に応えられるようになるのではないか。
- ・ 本案は事務局側で明示しているように、これのみで全てOKでもなければ、これで縛るものではないことがきちんと書かれており、そこに尽きるように思う。

【森主査代理】

- ・ 少し補足をしたい。匿名加工情報の加工基準に関しては、資料8-5の3ページ目、匿名加工情報の加工例を示しつつ、次のとおり加工すれば十分でもなければ、縛るものでもないと明示しているため、事業者側から、ではどうすればよいのかという指摘を受けるものと思う。
- ・ どうすれば安全かつ十分な内容を残したまま、匿名加工が可能であるかについては、私自身未だによく分からないことも多く、特に最初の段階であまり軽く考えるべきではないものとする。実際の加工基準の検討に当たっては、専門家のアドバイスをしっかり受けながら、慎重に行うことを事業者の方々に提案したい。

(2) (一財)放送セキュリティセンターからの報告

(一財)放送セキュリティセンター 菅井専務理事から、資料8-7「SARC『個人情報保護センター』の体制強化と『放送分野の個人情報保護に関する認定団体指針』改訂について」について説明があり、その後、議論が行われた(構成員・オブザーバー等の主な発言は以下のとおり)。

【小塚構成員】

- ・ 放送セキュリティセンターにおいて、対象事業者が個人情報保護指針に反する事実を確認した場合、個人情報保護指針の担保措置として、どういった是正措置を取るのか。

【放送セキュリティセンター（菅井専務理事）】

- ・ 現在、個人情報保護センターの体制強化に取り組んでいるものの、スタート時点では少人数の体制になることが想定されることから、まずは不適切な事案が発生しないよう、予防のための情報共有等から取り組みたいと考えている。

【小塚構成員】

- ・ 不測の事態を起こさないための予防の取り組みが健全なアプローチであることは承知しているものの、今後、一般消費者等からの指摘を踏まえて、SARCとして対応が求められる場面は十分に予想される。事案の発生に備えての対応手順等を用意することも体制強化の一環であり、検討をお願いしたい。

【宍戸主査】

- ・ 個人情報保護法に定められた認定個人情報保護団体の役割として、対象事業者に指導、監督を行うことは前提。SARCとして、その上で未然防止にも傾注するとの御発言であると理解。

【長田構成員】

- ・ 匿名加工情報の作成に係るユースケースは、対象事業者のみが閲覧できるとの説明だが、視聴者の匿名加工情報に対する理解を進めるため、利活用のイメージを一般にも公開してはどうか。

【放送セキュリティセンター（菅井専務理事）】

- ・ 匿名加工情報の作成に係るユースケースについては、事業者の業務ノウハウを含み得るものでもあり、そのままの公開はできないものと考えているが、何らかの視聴者の理解を得られるような取組は行っていきたいと考えている。

【宍戸主査】

- ・ 匿名加工情報の作成に係るユースケースについては、視聴者に理解を得るために公開していく部分と、受信者情報取扱事業者の中で業務ノウハウとして非公開で精緻に議論を進めていく部分とのバランスがあるものと考えている。そういったことを踏まえつつ、公開できる部分は公開するなど、視聴者の理解を得られる方法を検討していただくことが望ましいと考える。

(以上)